

- ※このマニュアルは、求人者がよく利用する代表的な操作方法のひとつです。 ハローワーク鳥栖では、このほかにも代表的な操作方法のマニュアルを提供しており ますが、すべての操作方法ではありません。すべての操作方法をご覧になりたい場合 は、ハローワークインターネットサービスに掲載されている「求人者マイページ利用 者マニュアル」をご覧ください。
- ※マイページの操作方法について、お問い合わせは専用のヘルプデスク(電話番号: 0570-077450)にお願いいたします。求人の制度や条件に関するお問い合わせはハ ローワークにお願いいたします。

~はじめに~

- 国のデジタル化推進のため、ハローワークに対する選考結果のご連絡につきましては、<u>原則、求人者マイページより選考結果の登録</u>をお願いします。
- ・求人者マイページで選考結果の登録をしていただいた場合は、<u>紹介状裏面の</u> 選考結果通知を提出する必要はありません。
- ・求人無効後の翌々々月末を過ぎると、求人者マイページからはハローワーク への選考結果を登録できません。登録できない場合には、求職者を紹介した ハローワークまで電話等により選考結果の連絡をお願いします。
- 採用者が決まって求人が必要なくなった場合は、本処理をしていただいた後、 「求人取り消し」の処理をしてください。

















この求人に応募した求職者の情報です。

応募者がマイページ開設している場合、応募者に対してメッセージを作成・送信することができます。 オンラインハローワーク紹介やオンライン自主応募による応募者については、志望動機や応募書類、求職者情報を確認できます。 ハローワークからご紹介した求職者については、「ハローワーク紹介状」をご確認ください。

選考が終わった応募者について、マイページを開設している場合は「求職者に選考結果を連絡」ボタンをクリックして、選考結果を連絡してください。 応募者がマイページを開設していない場合は、応募者に直接連絡してください。 応募者への連絡後、「ハローワークへ選考結果を登録」ボタンをクリックし、ハローワークへ選考結果をご連絡ください。



応募情報



lelloWork Internet Service \ワーワーク インターネットサ・	●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●●		
ホーム(求人/応募管理)	メッセージ	事業所情報設定	
<u>ホーム</u> > 応募者管理 ハローワークへの 選考結果は、必須 以外の項目も可 応募者への選考結果(採用・不採用の)選考結果登録 (能な限り入力してください。)結果)の連絡はお済みでしょうか?		ページ 最下部へ ▼
応募者かマイページを開設している場 応募者がマイページを開設していない 応募書類は選考結果を登録すると確 この求人について、募集人数を変更し 詳細につきましては、「求人者マイペー 求人者マイページでの選考結果の登	谷は「求職者に選考結果を連絡」ホタンより選 場合はハローワークへの選考結果登録と合わ 認できなくなります。 たり、求人を取り消す場合は、選考結果の登録 ージでの選考結果の登録等について」をご覧くた 録等について	考結果を連絡することかできます。 せて、電話連絡等により応募者に連絡を行ってください。 発手続き完了後に、求人情報の編集画面から申し込んでくだる ざい。	さい。

選考結果通知の対象求人・応募者

求人番号	13010-00999999
応募者氏名	明日勇気
紹介・応募日	2019年5月18日
紹介コード	60001-13010-2999999

選考結果







HelloWork Internet Service ハワーワーク インターネットサート			
ホーム(求人/応募管理)	メッセージ	事業所情報設定	
<u>ホーム</u> > 応募者管理			R-2
ハローワークへの通	IT FB/		
			•

ハローワークに選考結果を登録しました。

応募者に選考結果をまだご連絡されていない場合には、速やかにご連絡ください(直接ご連絡ください)。

採用通知した求職者には労働条件通知書を提示してください。

労働条件通知書の雛形

この求人についての今後の希望							
この求人の現在の応募	•充足状況						
採用人数:3名	充足数:1名	不採用数:2名	紹介中数:0名	自主応募中数:1名			

この求人について、

・求人を取り消す(採用が決まった、応募者が十分に集まったので求人を取り消したい)

・求人を保留する(応募者が多数集まったため、求人の公開を一時停止したい)

・募集人数を変更する(求人条件を変更したい等)

を希望される場合は、「求人情報を編集」ボタンをクリックすると、「求人情報変更の申し込み画面」から希望に応じた手続きを行うことができます。

特に手続きをしない場合は、引き続き求人が公開されます。

求人を取り消す場合は、手続きが遅れると仕事を探している方に迷惑をかけることになりますので、速やかに手続きしてください。

なお、すでに有効期間切れで求人が「無効」となっている場合は、これらの手続きはできません。引き続き求人を公開したい場合はあらためて求人を申し込んでください(「無効になった求人」から同様の求人内容で求 人仮登録手続きを行うことができます)。



| リンク集 | サイトマップ | サイトポリシー | プライバシーボリシー | 利用規約 | よくあるご質問 | お問い合わせ先 | 所在地情報 |

All rights reserved, Copyright (C) Employment Security Bureau, Ministry of Health, Labour and Welfare